

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市タクシー共同配車システム導入支援事業補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	佐渡版MaaSの社会実装に向けて、市内タクシー事業者のIT化を推進し、来訪者や市民に利便性の高い移動サービスを提供するため、効率的な配車体制の構築に係るシステム導入に必要な費用に対し、予算の範囲内において補助を交付する。
補助事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者で構成する協会等
補助対象経費	共同配車システム導入に係る経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	2,000千円（当初予算）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の10分の10以内、システム導入車両1台あたり8万円を上限
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	市内タクシー事業者の全5社による参画 ○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	個別配車と共同配車による稼働状況及び配車業務の効率化について事業完了後に配車データをもとに評価する。
補助制度開始	令和4年5月9日
見直し時期	
補助終期	令和5年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 佐渡地区ハイヤー協会に案内する
事業担当	（担当部署） 観光振興部交通政策課
	（電話番号） 0259-63-3184